

平成 23 年度決算検査報告掲記の意見を表示し又は処置を要求した事項の結果

**防衛施設周辺放送受信事業補助金の補助対象区域について**

平成 23 年度決算検査報告 693 ページ参照
平成 24 年度決算検査報告 633 ページ参照
平成 25 年度決算検査報告 722 ページ参照
平成 26 年度決算検査報告 630 ページ参照
平成 27 年度決算検査報告 607 ページ参照
平成 28 年度決算検査報告 546 ページ参照
平成 29 年度決算検査報告 538 ページ参照
平成 30 年度決算検査報告 550 ページ参照
令和元年度決算検査報告 391 ページ参照
令和 2 年度決算検査報告 359 ページ参照
令和 3 年度決算検査報告 385 ページ参照

**1 本院が表示した意見**

防衛省は、自衛隊又は我が国に駐留するアメリカ合衆国の軍隊が使用する飛行場等周辺地域のうち指定する区域(以下「補助対象区域」という。)内において、日本放送協会と放送の受信についての契約を締結した者に対して、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害(以下「テレビ聴取障害」という。)の対策として、放送受信料のうち地上系放送分の半額相当額を補助している。しかし、補助対象区域の指定に当たり勘案することとなっている各種要件(以下「指定基準」という。)を定めた際の根拠資料が残されておらず、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を適切に反映したものとなっているか不明となっている事態が見受けられた。

したがって、防衛省において、指定基準がテレビ放送の聴取における航空機騒音の実態を反映させたものとなっているかを検証し、指定基準を見直すなどして、防衛施設周辺放送受信事業(以下「放送受信事業」という。)により補助金を交付する根拠について透明性を十分に確保するよう、防衛大臣に対して平成 24 年 10 月に、会計検査院法第 36 条の規定により意見を表示した。

**2 当局が講じた処置**

本院は、防衛省内部部局、各地方防衛局等において、その後の処置状況について会計実地検査を行った。

検査の結果、防衛省は、本院指摘の趣旨に沿い、24年度から27年度までに、テレビ聴取障害の定義付けや指定基準の見直しなどを検討した上で学識経験者により構成された検討委員会を開催して検証を行い、その検証結果がテレビ聴取障害の現地の実態を反映したものとなっているかを確認するための調査等を実施して、検討委員会において調査結果を指定基準に反映するための最終的な検証を行い、28年度にはこれらを踏まえて航空機騒音の実態を反映させた指定基準の改正の方向性を取りまとめた。

29年度には地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行うとともに、別途実施している住宅防音工事が完了した世帯は30年8月31日をもって放送受信事業の補助の対象としないこととするなど、放送受信事業の一部見直しについて地元関係者に対して説明を行うなどし、30年度には上記の住宅防音工事が完了した世帯等に係る放送受信事業の一部見直しについて通達の改正等を行った。令和元年度には、上記放送受信事業の一部見直しについて継続して必要な周知を行うとともに、放送受信事業の一部見直し後の状況を踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について検討を行った。2年度及び3年度には、新型コロナウイルス感染症対策の動向も踏まえつつ、地元関係者に指定基準の改正の方向性を説明する時期等について引き続き検討を行った。

そして、4年度には指定基準の改正の方向性を踏まえるなどして指定基準案を作成し、5年5月に地元関係者に説明を行い、同年6月に航空機騒音の実態の変化を適切に反映させられるよう新たな指定基準を定めた通達を各地方防衛局等に発出して周知するなどの処置を講じていた。

今後、本院としては、新たな指定基準による補助対象区域の見直しの状況について注視していくこととする。